

かんたき 北山

重要事項説明書

サービス提供期間

開始日： 年 月 日

終了日： 年 月 日

当事業所はご利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービス（医療保険適用訪問看護サービスを含む）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

❖❖ 目 次 ❖❖

1	事業者（法人）の概要	2 ページ
2	施設の概要	2 ページ
3	事業の目的と運営方針	3 ページ
4	事業実施地域及び営業時間	3 ページ
5	当施設が提供するサービスと利用料金	3 ページ
6	契約の終了	5 ページ
7	看護小規模多機能型居宅介護計画	6 ページ
8	緊急時及び事故発生時等における対応方法	6 ページ
9	苦情の受付窓口	6 ページ
10	運営推進会議の設置	7 ページ
11	サービスの第三者評価の実施状況について	7 ページ
12	協力医療機関、バックアップ施設	7 ページ
13	非常災害対策	8 ページ
14	高齢者虐待防止	8 ページ
15	身体拘束に関する事項	8 ページ
16	ハラスメント対策	8 ページ
17	衛生管理等	8 ページ
18	業務継続計画の策定等	9 ページ
19	秘密の保持と個人情報の保護取扱い	9 ページ
20	サービスの利用にあたっての留意事項	9 ページ

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	一般社団法人かのん
所在地	京都市左京区下鴨泉川町36-21
電話番号	075-724-2974
代表者名	大橋 秀暢
設立年月日	2019年11月19日

2 施設の概要

(1) 事業所種類、名称及び事業所番号

事業所種類	看護小規模多機能型居宅介護
事業所名	かんとき 北山
所在地	京都北区上賀茂松本町96-1
電話番号	070-3350-4034
FAX 番号	050-3737-6288
事業者番号	2690100280
管理者の氏名	西園寺 美紀
開設年月	2020年8月22日
登録定員	29人
サービス利用定員	通いサービス利用定員15人 宿泊サービス利用定員9人

(2) 事業所の職員体制（2025年9月1日現在）

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を満たしています。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	看護師	1名	—	看護職と兼務
看護職員	看護師	常勤換算 2.6名		
	准看護師			
リハビリ職員	理学療法士	12名		
	作業療法士			
	言語聴覚士			
介護職員				
介護支援専門員		1名		
事務職員		2名		

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	主な勤務時間：9：00～18：00
介護支援専門員	主な勤務時間：9：00～18：00
看護職員 リハビリ職員	主な勤務時間：9：00～18：00
介護職員	主な勤務時間：9：00～18：00 夜間の勤務時間：16：30～翌9：30

- ※ ローテーションにより、各職種の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

(3) 居室等の概要

居室等の種類	室数等
居室	9室
食堂・居間	1室
台所	1ヶ所
トイレ	3ヶ所
浴室・脱衣所	各1ヶ所

3 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態にある被保険者（以下、「利用者」という。）について、介護保険法及び健康保険法等関係法の趣旨に従い、住み慣れた地域で可能な限り自宅での暮らしを続けられるような生活支援を目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とします。

(2) 運営の方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、人間として尊厳をもって最後まで住み慣れた地域で、本人らしい生活をしていくことを目的に、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

4 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は京都市の次の小学校区とする。

- 北 区：上賀茂、紫竹、元町、紫明
- 左京区：下鴨、葵、松ヶ崎、修学院第二
- 上京区：京極、室町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	午前9時～午後4時
宿泊サービス	午後4時～翌日午前9時
訪問サービス	訪問サービス 午前9時～午後6時（緊急時24時間対応）

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) A 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのうち本人負担分につきましてお支払いいただきます。

事業者は、事業所において、日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話を提供するサービス（通いサービス）、利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（訪問サービス）、及び事業所に宿泊するサービス（宿泊サービス）を柔軟に組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って、介護保険給付対象サービスを提供します。

B（短期利用居宅介護） ※緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応
宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能となります。

利用要件

- 登録者の数が登録定員未満であること。
- 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
- 指定看護小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
- 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、介護保険の給付対象とはなりません。利用料金の全額がご利用者の負担となります。

- ・ 食事の提供
- ・ 宿泊に要する費用
- ・ 医療備品
- ・ オムツ代
- ・ 日常生活品
- ・ 通常の事業の実施地域以外のご利用者に対する送迎費及び交通費
- ・ レクリエーション、クラブ活動
- ・ 損害賠償費その他
- ・ 支払明細書発行手数料(1ヵ月分につき) 100円(税抜)

但し、健康保険方に基づく訪問看護サービスについては、医療保険が適用され、ご利用者の負担割合に応じて、利用料金が発生いたします。

(3) サービス利用料金

上記(1)、(2)のサービスの利用料金につきましては、「(別紙) かんたき 北山 利用料金表」(*別途「医療保険適用訪問看護」もあり)に定める料金をお支払いいただきます。

(4) サービス利用料金支払い方法

利用料は1ヶ月単位とし、毎月15日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。当事業所にて立替払いにて購入したものにつきましても、利用料請求

書にてご請求いたします。支払い方法は口座振替とし、領収証を発行致します。

(5) 利用の中止、変更、追加等

看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議します。

(6) キャンセル料について

5（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月毎の包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5（2）の介護保険の対象外のサービスについては利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、ご利用者の体調不良等の理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担額)の100%

6 契約の終了

(1) 利用者から契約解除を申し出る場合（契約書第18条参照）

契約の有効期間であっても、本契約を解除することができます。この場合には、契約終了を希望する7日前までに文書で届け出てください。

但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ・ 利用者が入院した場合
- ・ 運営規程の変更及び利用料金の変更に同意できない場合（契約書第6条第3項、第9条第3項参照）
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が契約書第11条に定める守秘義務に違反した場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 自動的に契約解除となる場合（契約書第17条参照）

- ・ 契約者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合
- ・ 契約者が要介護の認定により、要支援または自立と認定された場合
- ・ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- ・ 施設の滅失や重大な損失により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ・ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ・ 第18条から第19条に基づき本契約が解除された場合
- (3) 事業者から契約解除をする場合（契約書第19条参照）
- ・ 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ・ 契約者及び代理人が、正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を2ヶ月滞納し、支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
 - ・ 契約者の行動が他の利用者のサービス提供に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき
 - ・ 契約者または契約者代理人等が故意に法令その他別途契約する利用契約に違反し、改善の見込みがないとき
 - ・ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ・ その他、契約者及び代理人、家族と管理者との話し合いにより、契約解除がやむを得ないと判断したとき

7 看護小規模多機能型居宅介護計画

看護小規模多機能型居宅介護計画は指定看護小規模多機能型居宅介護の、目的、方針に則り利用者が住み慣れた地域の中で、安全で安心して暮らせるように、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、在宅生活支援するものです。事業者は、利用者、家族等と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、その内容を書面にて説明し、利用者、家族等の質問及び意見を聞き、合意の上、計画を実施します。

8 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市区町村等に連絡を行います。

9 苦情の受付窓口

当事業所相談窓口 苦情箱：当事業所玄関に設置	窓口責任者 西園寺 美紀 受付時間 随時 ご利用方法 電話：070-3350-4034
当法人相談窓口	窓口責任者 大橋 秀暢 ご利用時間 午前9時から午後5時 ご利用方法 電話：090-8235-3905
京都市上京区役所保健福祉セン	受付時間：月曜日～金曜日8：30～17：00

ター健康長寿推進課	電話番号：075-441-2872
京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日8：30～17：00 電話番号：075-432-1438
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日9：00～17：00 電話番号：075-354-9090

1.0 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。また、地域との交流を深め、地域の方々のご意見を拝聴する目的をも加えてお願いしております。

<p><運営推進会議> 構成：利用者様ご家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員等 開催：定期年6回（2か月に1回）・必要時開催 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成</p>
--

1.1 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、外部機関で評価を行っておりませんが、運営推進会議において事業所自己評価の内容を第三者の観点から評価いただき、サービス評価として公表しています。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

1.2 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医と連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

1 協力医療機関

医療機関の名称 所在地	京都鞍馬口医療センター 京都市北区小山下総町27
医療機関の名称 所在地	京都からすま病院 京都市北区小山北上総町14
医療機関の名称 所在地	北山武田病院 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町99番地
医療機関の名称 所在地	おくだ在宅クリニック 京都市左京区一乗寺青城町115

2 協力歯科医療機関

医療機関の名称 所在地	北山武田病院 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町99番地
----------------	-----------------------------

1 3 非常災害対策

事業者は、非常災害その他の緊急の事態に備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上利用者及び従業員等の訓練を行います。

防火設備	スプリンクラー・防火扉・防火シャッター 避難階段・消火器 自動火災報知機ガス漏れ探知機 誘導灯
消防計画等	北消防署へ届出 防火管理者：山田 知弘

1 4 高齢者虐待防止

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
また、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者様、高齢者の方を発見した場合は、速やかに、市町村に通報いたします。

1 5 身体拘束に関する事項

事業所は、身体拘束等の適正化のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、入所者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その内容について従業者に周知徹底します。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

1 6 ハラスメント対策

- (1) 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とします。
- (2) 利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。
- (3) カスタマーハラスメントについては、サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

1 7 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

2 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね

6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 8 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

1 9 秘密の保持と個人情報の保護取扱い

- (1) 利用者様、その御家族に関する秘密の保持について、当事業所はサービスを提供するうえで知り得た、利用者様及びその御家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について当事業所は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等において、利用者様の個人情報を用いません。また、利用者様の御家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等において利用者様の御家族の個人情報を用いません。
- (3) 当事業所は、利用者様とその御家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

2 0 サービスの利用にあたっての留意事項

- ・ サービスの利用の際には、介護保険被保険者証、医療保険者証等を提示してください。
- ・ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- ・ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・ 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面及び別紙の利用料金表に基づき重要事項の説明を行いました。

一般社団法人かのん
かんたき 北山

説明者	職 名	管理者
	氏 名	西園寺 美紀

私は、本書面及び別紙の利用料金表に基づいて事業者より重要事項の説明を受け、サービスの提供と利用料金の支払い、関係医療機関、サービス担当者会議等への情報提供について同意し、本書面を受領しました。

契約者本人	住 所
	氏 名

(署名・法定) 代理人	住 所
	氏 名

契約者との関係